## 自己資本の構成に関する開示事項(平成25年6月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第二号)		(単位:音	万円、%)
項目		経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tierl資本に係る基礎項目 (1)			
普通株式に係る株主資本の額	277, 337		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	10, 385		1a
うち、利益剰余金の額	266, 951		2
うち、自己株式の額(△)	-		1c
うち、社外流出予定額 (△)	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	_	33, 230	3
普通株式等Tierl資本に係る調整後少数株主持分の額	_		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	1, 709		
うち、少数株主持分に関連するものの額	1, 709		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	279, 047		6
普通株式等Tierl資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額	-	6, 356	8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	_	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額	-	6, 356	9
- L 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	10
繰延ヘッジ損益の額	_	△ 332	11
適格引当金不足額	_		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	14
前払年金費用の額	_	11, 372	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	_	6,069	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	_	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。)に関連するものの額	-	_	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの 額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	_	_	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの 額	-	-	25
その他Tierl資本不足額	_		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	_		28
普通株式等Tier1資本			20
音 囲休式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	279, 047		29
日四小人寸11511月午以供((八)(片))	413,041		43

その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)			
その他Tierl資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		31a
その他Tierl資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他Tierl資本調達手段に係る負債の額			32 30
特別目的会社等の発行するその他Tierl資本調達手段の額			34
その他Tierl資本に係る調整後少数株主持分等の額	576		34-35
	370		J4 <sup>-</sup> JJ
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	_		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行す る資本調達手段の額	_		35
経過措置によりその他Tierl 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	1		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	576		36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_	_	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	39
その他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額	_	_	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	_		
うち、適格引当金不足額に関連するものの額	_		
Tier2資本不足額	_		42
その他Tierl資本に係る調整項目の額 (ホ)	_		43
その他Tierl資本			
その他Tierl資本の額 ( (ニ) - (ホ) ) (へ)	576		44
Tier1資本			
Tier1資本の額 ( (ハ) + (へ) ) (ト)	279, 623		45
Tier2資本に係る基礎項目 (4)	,		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_		
Tier2資本調達手段に係る負債の額	_		46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	93		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれ る額	_		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	_		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。) の発行する 資本調達手段の額	_		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	131		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	64		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	66		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計			
額	23, 070		
うち、その他包括利益累計額に関連するものの額	23, 070		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	23, 295		51
Tier2資本に係る調整項目			FO
自己保有Tier2資本調達手段の額	_	_	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	_	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	_	12, 865	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	_	_	55

うち、適格引当金不足額に関連するものの額	- 150	
うち、旧告示における控除項目に該当するものの額 (N)	178	 <b>.</b>
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ	) 178	
Tier2資本	20.115	 · ·
Tier2資本の額 ((チ) – (リ)) (ヌ	23, 117	
総自己資本	<u> </u>	 1 .
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ハ	302, 741	
リスク・アセット (5)		 1
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	56, 934	
うち、前払年金費用に関連するものの額	11, 372	
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	39, 205	
うち、無形固定資産に関連するものの額	6, 356	
リスク・アセットの額の合計額 (ラ	7) 2, 051, 113	(
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	13. 60	(
連結Tier1 比率 ( (ト) / (ヲ) )	13. 63	(
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	14. 75	(
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	48, 073	
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目 算入額	不 1,098	,
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) 係る調整項目不算入額	- L	7
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	2, 576	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	64	
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	168	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		7
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	11, 493	7
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tierl資本調達手段に係る算入上限額	-	8
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入」 限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	= _	8
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	_	8
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	限 _	8